

1 職員のマスク着用(令和5年3月13日から)

- 着用は個人の判断に委ねることを基本。
勤務時等での着用は、原則求めない。
(本人の意思に反して着脱を強いることのないよう留意。)

2 マスクの着用が効果的である場面(マスク着用の推奨)

- 通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバスに乗車する時。
- 医療機関、高齢者施設等を訪問する時。
- 医療機関等の従事者。



※ 感染対策上及び職務上の理由により、業務における各場面での着用を求めることが可能。

3 道主催の会議・イベント等におけるマスク着用について

- 感染対策上の理由により必要な場合は、着用を求めることが可能。
(高齢者など重症化リスクの高い参加者が多い場合や、換気がしにくい会場での開催など。)
- ※ 道以外が主催するイベント等において、主催者から着用を求められた場合は着用。

※ 留意事項

様々な理由から、マスクを着用できない者、着用する必要がある者がいることに十分に留意し、適切な取扱いがなされるよう、周知の徹底。

4 来庁者への周知などについて

令和5年3月13日より

啓発チラシ、ポスターを庁内や執務室等に掲示

- 来庁者のマスク着用
 - ・着用は個人の判断に委ねることを基本。
 - ※ 感染対策上の理由により、来庁者に対しマスク着用をお願いすることができる。
(来庁者の意思を尊重)



マスクの着用は
個人の判断が
基本となります。

感染対策上の理由によりマスク着用をお願いする場合があります。
また、職員等がマスクを着用する場合があります。
ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



北海道スタイル

「北海道スタイル」安心宣言実施中
北海道知事 鈴木 直道

- 「北海道スタイル」安心宣言
 - ・マスクの着用を除き、道としての感染防止の取組は継続。



「北海道スタイル」安心宣言

北海道庁は7つの習慣化に取り組みます。

1. 職員の手洗い等に取り組みます
 - ・手洗い、咳エチケットの励行
2. 職員の健康管理を徹底します
 - ・出勤前の健康チェックの徹底
3. 庁舎内の換気を行います
 - ・空調設備等を活用した換気の実施
4. 庁舎・設備の定期的な消毒・清掃を行います
 - ・アルコール消毒剤の設置
 - ・定期的な清掃の実施
5. 人と人との接触機会を減らす取組を進めます
 - ・エレベーター前などのフットプリント
 - ・受付、窓口等でのビニール仕切の設置
 - ・職員間のソーシャルディスタンスの確保
 - ・時差出勤、休憩時間の分散、在宅勤務
6. 来庁者の皆様にも咳エチケットや手洗いをお願いします
 - ・庁内放送による注意喚起
7. 道民の皆様方と連携しコロナに強い北海道をつくります
 - ・道民の皆様方も感染防止対策へのご協力をお願いします。

北海道知事 鈴木 直道